

令和6年度 第2回海老名市下水道運営審議会 会議録

日 時 令和6年8月2日（金）14時から
場 所 市役所6階 議員全員協議会室
出席委員 7名
事務局出席者 理事兼まちづくり部長
理事（都市・建設担当）
まちづくり部次長（建設担当）
まちづくり部次長（都市担当）
まちづくり部参事（下水道会計担当）
下水道課長
下水道課管路施設担当課長
下水道課主幹兼業務係長
下水道課主幹兼管路施設係長
経営係長
経営係主査
経営係主任主事
傍 聴 者 なし

-
- 1 開 会
 - 2 会長あいさつ
 - 3 議 題
- （1）下水道使用料水準の検証について（第1回）

会長： それでは、議題に入ります。議題（1）「下水道使用料水準の検証について」、事務局から説明をお願いします。

事務局： 議題1の進め方について事務局より提案がございます。説明に当たりましては、市が下水道事業会計業務支援委託を行っております、税理士法人TMS所属の税理士よりお話をいただきたいと思います。

つきましては、下水道使用料算定の基本的な考え方、ここで改定いたしました下水道事業経営戦略や、令和5年度決算を踏まえた本市の状況等について、専門的な立場からお話をいただきます。

その後に事務局から下水道使用料水準の検証にあたっての基本的な事項についてご説明をさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

会長： 説明者について、事務局から提案がありましたが、委員の皆様よろしいでしょうか。では、説明をお願いいたします。

税理士： 【資料１・２に基づき内容説明】

会長： 説明が終わりました。ご意見やご質問がある方はお願いします。

A 委員： 減価償却の件ですが、これは正確に償却することが重要だと思っています。例えば、施設の老朽化は進んでいるけれども減価償却はここまでしかやってない。あるいは、施設の耐用年数が残り５年あるけれども、実際にはその施設は２年しか持たないといったような。今、説明をしていただいて、そこはちょっと心配かなというふうに思いますけれども、いかがでしょう。

税理士： おっしゃられるとおり、減価償却費というのは、老朽化を表しているという説明をさせていただきました。ただ、実際の老朽化がどれぐらい進んでいるのかというのはまた別の話になります。耐用年数 50 年ということであれば、50 年間使えるという見込みで老朽化の計算をしている。実際はもっと長いかもしれないし、短いかもしれない。これは、わからない部分があるので、仮定計算としてやっています。

仮定計算をすべき理由としては、他団体との比較をしなければならないということがあります。他の自治体が同じ管渠を入れた時に、海老名市は 50 年で計算するけれども、例えば隣の市は 30 年で計算となると計算の土台が変わってしまい他の自治体との比較ができないから、こういうものを作ったときには何年で減価償却をするというルールが決まっています。なので、おっしゃられる通り、実際の老朽化の度合いというのはわからないです。

耐用年数 50 年のものが 50 年後に壊れるかっていうとそうじゃない場合が多い、短い場合もそれより長い場合もある。

これは仮定の計算、実際の老朽化の状態というのは、会計上では追うことができず、限界があります。

実際の老朽化については別個に施設計画などを立案する中で工事、実地調査をしていくことになるかと思います。

例えば、耐用年数 50 年の管渠が何らかの理由で、10 年経過した段階でもうほとんど壊れかけているということがあった場合には、特別損失という扱いで、減損という会計上の処理を行う場合もあります。

そのような機会はあまりないのかもしれませんが震災が原因で管渠が壊れてしまったなんてこともあるかもしれません。

そのような場合には、個別で会計処理するということになります。

老朽化の目安であるというところは会計の限界だと思いますが、とはいえ何も数字として示さないのも良くないということで老朽化の目安が出ていると思っていただければと思います。

A 委員： 目安は目安なのですが、現実には 50 年が 30 年になってしまったとか、そういうのが発見された場合は減価償却の考え方を変えてなくてはなら

ないと思います。民間企業なんかではそれをすぐやらないと大変なことになってしまう。

もう一つ質問ですが、下水道事業会計の減価償却は定額法、定率法のどちらを採用しているのでしょうか。

税理士： 定額法です。

A 委員： ありがとうございます。しかし、定額法は民間企業で採用しているところはありません。定率法は定額法と比べて、減価償却額が初めのころに多くなるので利益が出ている現状であれば安全のように感じますがどうなのでしょう。

税理士： おっしゃるとおりで、定率法と定額法にはそれぞれメリットデメリットがあるかと思います。定率法を採用する理由としては、今おっしゃられたとおり、早めに費用化をすることによって、この固定資産の現在価値の減少分を早めに経費にするというメリットがあります。

では、定額法のメリットというのは、同じ金額が減価償却費として毎年度計上されますので、一定期間での比較がしやすいというメリットがあります。

そのどちらを取るのかと考えたときに、民間企業ですと、定率法の方が多いです。というのは今言ったとおり営利目的で存在するから、早めに減価償却費の分を回収しないと、というのがあるかと思います。

一方公営企業では、私が見る限りですと定率法を採用している自治体を見たことがありません。従って定額法でやっていますが、絶対に定額法でということを経済省が要求しているわけではありません。

公営企業が定額法を採用しているというのは、民間的な考え方も入れつつも、やはりインフラという側面もあるので、それを見たときに、長期に渡り前年度比較、他団体比較を実施するときに、定額法の方が向いているという判断でそのような形を取られているのだと個人的には思っています。

A 委員： もう一つ質問ですが、この利益という言葉が私にはものすごく違和感がある。利益というよりは計画に対する実行度がどうであるかという見方が、私はいいかと思います。

利益と言うと、利益が出たから何かにまた使用できるのではないか、再投資するのにはどうしたらいいか、そのような考え方が非常に難しいなど見えています。

また、他市と比較したときに、海老名市は非常に良い数字が出ていると先ほどおっしゃいましたがどの部分が良かったのか、良かったのなら何が良かったのだろう、どこが違うのだろうということを企業会計が始まって年数の浅い今の内しっかり分析していかないと今後の判断誤りの一因になりかねないのでは、と思いますけどいかがでしょうか。

税理士： おっしゃるとおりで、計画に対して、どれだけ達成できたのかというのはものすごく大事です。

ただ、本日のこの場では説明してないですが海老名市では本年度に経営戦略の改定をされています。

総務省でも5年ごとに振り返って、計画を作り直すっていうことを推奨しており、それを既に作成し、実行するということはもうすでに実施されていると思ってください、というのがまず1点。

あとは他団体との比較なんかについてもおっしゃるとおりで、これは海老名市だけではなくどの自治体も時間の経過とともに数字がだんだん精緻化されていますので、もっと高いレベルでの比較が今後できると思います。様々な分析は今後もしていくべきだと思います。

以上です。

会長： 他にご意見ご質問ございますか。

B 委員： 様々な質問が出ているのはわかりますが、この会議は下水道使用料が適正かどうかをことを検討する会議ですよ。

使用料算定のための原価計算に話のあった特例的な通常で想定できないものまで盛り込んだら計算がちよっと変わってくるのではないかな。使用料の検討している中で民間企業的な考え方は理解できますがあまり幅広げて検討していくことは時間的な制約もあり難しいと思います。

それはまた別の機会で行ってもらおうほうがいいと思います。今は使用料の適正化項目をどうしていくかと検討させてもらっているわけですから、例外的な事項は置いてといて、一般的に、公営企業法で国が定めた形で考えるのが妥当と考えます。

私もずっと大和市で、財務担当を長くやってきました。そういう中で大和市の下水道事業は昭和20年代から実施しており単独処理でやっています。市で単独の処理場を持っていると相当な経費もかかります。

その経験も踏まえて今回の資料の経営分析等を見させていただいて、大和市と比べて海老名市は大変状況がいいなということは感じております。

そういったことから使用料の検討の中で、例外的な事項を含めての幅広い検討は難しいので限られた会議時間を適正に使って欲しいと思います。

事務局： 今回は使用料の検証ということで、今後、検証を行うための材料として委員の皆様にも今の下水道使用料がどういう状況なのかということをご理解いただきたいということが主眼としてございまして、話が広がってしまい申し訳ございませんが、そういった意図があったということだけ、ご了承いただければと思います。

事務局： 事務局から1点追加説明をさせていただきたいと思います。

【資料1】の10ページをお開きいただきたいのですが、下水道使用料

の対象経費についてという部分でございます。ご説明の中で、汚水の処理費については、基準外繰入を行っているとなりましたが、海老名市においてはこの基準外繰入を行っていない状況でございますので、ご承知おきいただければと思います。

そのあとのご説明の中で営業外収益の中の負担金というのは基準外とありましたが、こちら基準内繰入でございます。

会長： 他にご意見ご質問ございますか。

C 委員： 下水道の経営戦略は令和6年度からですね。配付された経営戦略の19ページでストックマネジメント計画という項目がありますが、この中で先ほどの減価償却が絡みますが、海老名市が整備した施設は開始から30年以上が経過しており今後50年で急激に償却が進み、新たに更新するとかかなりの費用がかかると思います。次世代につなぐ自然環境との施設の保全で施設の調査をしていると思いますが、平成30年度から令和4年度までで約60km分の調査結果があると思います。現段階ではどのような状況か、それを教えてください。

事務局： スtockマネジメント計画ですが調査周期を決めており、各エリアを順番に点検して、異常があったところに関しては修繕等を行っていきます。
海老名市の現状としては、軽微な損傷などがありますが、まだそれほど大きい損傷はないような状況になっております。
調査結果からは健全度という緊急度Ⅰの一番悪い状態の管渠はほとんどなく、当初の想定どおりです。

C 委員： 当初の見込みどおりでそれほど劣化してないですか。そうすると償却費及び今後の更新や修繕ですね。それも今の計画どおり進むということですが考え方として50年たったものをその時点で全部新しくするっていうことではなくて、私が心配しているのは、50年たったら全部新しくすると費用が増大してくる。だから事前に点検して、どのくらいのお金が必要になってくるかということをやろうとしていると思います。試験的に今調査している結果が、見込みどおりということですね。場合によっては多少のずれが出る場合もあると思いますがそれほど大きなずれはないということで理解しました。

会長： 他にございますか。ないようであれば、佐藤様の説明に対する意見質疑はこの程度でとどめたいと思いますがご異議ございませんか。ご異議なしと認めます。よって意見、質問を終結し、次に事務局からの説明をお願いいたします。

事務局： 【資料2に基づき内容説明】

会長： 事務局の説明が終わりました。ご意見ご質問がある方はどうぞ。

B 委員： 今の説明ですと令和 7 年度から 10 年度の 4 年間の想定を経営戦略のような形のものをまた作って再度検討されるということですか。

事務局： 試算のベースは経営戦略の令和 7 年度から令和 10 年度の 4 年間ですが、現時点での各種の最新情報を反映させた試算を行い、次回の審議会において委員の皆様へお示ししたいと思います。

会長： 他ございますか。ないようであれば、意見質問はこの程度にとどめたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。ご異議なしと認めますよって質問、意見質問を終結します。

それでは、議題（1）下水道使用料水準の検証についてを終結させていただきます。

4 その他

会長： 次に次第 4 のその他について、委員の皆様から何かございますか。事務局から何かございますか。

事務局： 令和 5 年度から 6 年度にかけて、本審議会でご審議いただきました、海老名市下水道事業経営戦略につきまして、本日完成版を配布させていただいております。

委員の皆様よりいただいたご意見を反映させていただきまして、無事完成に至りましたことをこの場をお借りして、改めてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

また、次回の審議会につきましては、本日ご説明をいたしました下水道使用料水準について、具体的な検証結果をご説明させていただく予定です。開催の日時につきましては、12 月頃を予定しております。改めまして日程を調整させていただきますので、その際はどうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

会長： ほかに何かありますか。
ないようですので、本日の議題は全て終了いたしました。
それでは、進行を事務局にお返しいたします。

5 閉 会